

平成21年5月22日

「基本的対処方針」等のQ & A

(問1) 今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。

(答)

1. 今回の新型インフルエンザ（A／H1N1）は、
 - ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、
 - ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。
2. 他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。
3. なお、潜伏期間は1日から7日とされている。

(問2) 今般の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。

(答)

今般の新型インフルエンザ対策の実施に当たっては、

(問1) のようなウイルスの特徴を踏まえ、

- ① 国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、
- ② 基礎疾患有する者等を守る

という目標を掲げている。

(問3) 今回、「基本的対処方針」が改定されたが、「確認事項」の位置づけ如何。

(答)

「確認事項」(平成21年5月16日新型インフルエンザ対策本部幹事会決定)は、新型インフルエンザの患者が国内で初めて確認された時点において講ずべき措置をまとめたものであり、状況が変化していることから、「確認事項」のうち、今後も引き続き実施すべきものについては、今回の「基本的対処方針」に盛り込んでいる。

(問4) 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。

(答)

1. 政府の従来の新型インフルエンザ対策については、弱毒性ではあるが病原性の高いスペインかぜや強毒性の鳥インフルエンザ(H5N1)に由来する新型インフルエンザも念頭に置きながら、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」として整理している。
2. しかし、今般のウイルスは、現時点では、軽症の方が多いという特徴を持ち、「新型インフルエンザ対策行動計画」が念頭に置いていた健康被害の程度とはかなり異なっている。
2. このため、今般のウイルスの特徴に鑑み、国民生活

や経済への影響を最小限に抑えることが適当と考えており、行動計画等をそのまま適用するのではなく、「基本的対処方針」により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととしている。

(問5) なぜ、「基本的対処方針」を改定したのか。

(答)

1. 我が国の現状を見ると、患者が全国的に発生している状況にはないが、患者数が急増している地域が見られる。
2. この状況を「新型インフルエンザ対策行動計画」が示している段階に当てはめれば、「第2段階：国内発生早期」であることに変わりはないが、今後、国内で更に感染が拡大していく事態も想定しつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要があることから、現状を踏まえ、政府として当面講ずべき措置をとりまとめたところである。
3. 国内で感染拡大が進めば、さらに、状況に応じた対応を検討していくこととなる。

(問6) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。

(答)

1. 当面の措置として掲げている事項は、咳エチケットなど季節性のインフルエンザ対策と共通のものもある

が、今回の新型インフルエンザについては、専門家諮問委員会の意見によれば、

- ① 現時点では、基本的には国民に新型インフルエンザウイルスH1N1に対する免疫がないと考えるべきであり、かつ、それに対応するワクチンが存在しないこと
- ② 基礎疾患（慢性疾患）を有する者を中心に重症化する傾向があり、一部死亡例が報告されていること
- ③ ウィルスの感染力やウィルスがもたらす病原性等について未解明な部分があること
- ④ 感染を繰り返すことにより、ウィルスが変異する可能性があること

等から、症状は季節性インフルエンザに類似するとしても、慎重に対応する必要があると考えられる。

2. このため、専門家諮問委員会の意見に基づき、国内での感染防止策として、

- ① 積極的疫学調査の徹底
- ② 集会・スポーツ大会等の主催者に対する感染機会を減らすための工夫の要請
- ③ 学校・保育施設等の臨時休業の要請
- ④ 事業者に対する事業運営における感染機会を減らすための工夫の検討の要請

等の措置を講ずることとしたものである。

3. 事業者等に講じていただく措置については、関係者に一律に強制するものではなく、それぞれの実情に応じて柔軟に取り組んでいただければよいと考えている。

(問7) 「基本的対処方針」の「二.」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。

(答)

1. 積極的疫学調査により、患者や濃厚接触者が活動したことが判明した地域等を包含する区域(市区町村等)である。しかしながら、それらの者の行動や2次接触者を完全に追うことは困難であることから、国民や事業者への呼びかけや要請については、実際の状況を踏まえ、広めの地域（複数の市区町村、都道府県等）で行うことも考えられる。
2. いずれにせよ、この「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲については、自治体からの情報に基づき、患者が発生する都度、厚生労働省から発表されている。

(問8) 外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。

(答)

1. マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐという効果が高いものであり、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときに着用することが勧められる。
2. 屋外などでは、相当混み合っていない限りあえてマスクを着用する必要はない。また、施設や乗り物についても空いていれば、マスクを着用する必要はない。
(目安としては対面する人と人の距離が1～2メート

ル)

3. ただし、外出に当たっては、マスクをいつでも着用できるよう、準備しておくことが望ましい。

(問9) 公共交通機関におけるマスク着用については、どのように考えればよいのか。

(答)

例えば、「患者や濃厚接触者が活動した地域」内に停車する電車については、混み合った車内でのマスク着用を呼びかけることになる。一番重要なことは、発熱、くしゃみ、咳などを有する方には早めにマスクをつけていただくことである。

(問10) 誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行なうのか。

(答)

1. 全体として、内閣官房や厚生労働省から、広報や通知等により、国民に対する呼びかけ、自治体や関係団体への周知を行うとともに、これに加えて、関係省庁からも自治体関係部局や関係団体に周知することになる。
2. 周知については、1. のとおり複数のルートで行うこととなるが、個々の項目における関係機関間の役割分担については、次のとおりである。
 - ① 人混みを避けることや咳エチケット等の呼びかけについては、厚生労働省や自治体が行っている。
 - ② 事業者や学校の時差通勤・通学等については、関

係省庁や自治体から関係団体や学校等に要請している。

- ③ 集会・スポーツ大会等については、自治体から要請している。
- ④ 学校・保育施設等の臨時休業については、自治体（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が要請している。
- ⑤ 事業者の事業運営の工夫については、関係省庁が関係団体に要請している。
- ⑥ 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務への配慮については、厚生労働省や自治体が事業者団体に要請している。

(問11) この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。

(答)

厚生労働省は速やかに都道府県、保健所設置市、特別区に伝達する予定であり、その他の市町村については都道府県を通じ伝達いただくこととしている。

(問12) 国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。

(答)

1. 今次の新型インフルエンザについては、基礎疾患有する者を中心に重篤化する傾向が見られ、注意を要

するものの、適切な治療を早期に受けることにより、多くの方が順調に回復している。

2. このため、政府としては、現時点においては、外出の自粛、集会・スポーツ大会等の開催の一律の自粛、事業活動の縮小等を要請することは考えていない。

(問13) 集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。

(答)

1. 政府としては、集会やスポーツ大会について一律に自粛要請を行う考えはなく、主催者において、感染の広がりを考慮しつつ、開催の必要性を改めて検討していただくこととなる。
2. また、開催する場合には、病み上がりや体調不良気味、発熱症状のある方には参加や観戦を遠慮してもらうよう徹底して呼びかける、屋外においては、人と人が近い距離で接触しない（目安として対面距離1～2メートル）ようにするなど、運営方法を検討していただく必要がある。
3. 現在、患者が発生している地域では、試験、研修、講習会なども中止する傾向が見られるが、むやみに自粛するのではなく、社会的に必要性が高い集まりについては、感染拡大防止策（※）を講じつつ開催することが考えられる。

※ 例えば、①病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある者は参加しないよう呼びかける、②参加者同士の席を離す、③まめに換気を行う、④入口に速

乾性アルコール消毒を設置するなどの措置が考えられる。

(問14) 米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っているのに、どうして我が国で行うのか。

(答)

1. 季節性インフルエンザについても、米国では、通常、学校閉鎖は行わないが、今般の新型インフルエンザ対策では学校閉鎖を行った事例もあり、また一旦休校を解除した後、患者発生状況から再び学校閉鎖を行った地区もある。
2. 我が国では、従来から、季節性インフルエンザでも日常的に学校閉鎖（臨時休業）等を行っており、新型インフルエンザについても、このような事情を勘案する必要がある。

(問15) 学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。

(答)

大学については、多数の児童・生徒が長時間1つの部屋で隣り合って授業を行う小・中・高校と授業形態がかなり異なること、また、複数のキャンパスがある場合があるなど、各大学によって状況が異なることから、一律の取扱いとせず、各大学に対し、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請することとしている。

(問16) 感染の初期、患者発生が少数である場合に、

学校・保育施設等の臨時休業は、地域の学校等の全てを対象にする必要があるのか。特定の学校等の臨時休業や学級閉鎖では足りないのか。

(答)

1. 学校・保育施設等については、専門家諮問委員会の意見を踏まえ、人口密度、通学圏、生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域で臨時休業を要請することとしている。
2. 学校等は、児童・生徒を通じ地域の主たる感染源となりうること、ウイルスの特徴にまだ不明な点があるため慎重に対応する必要があること、感染拡大防止から、特定の学校等や学級の閉鎖にとどまらず、原則として、一定の地域単位で休業を要請することとしている。
3. しかし、学校間の距離が離れている場合など地理的条件が整えば、特定の学校のみの臨時休業で感染拡大を防止できることもありうることから、地域の実情に応じ、弾力的に判断していただきたい。
4. また、臨時休業を解除した後に、患者が発生した学校・保育施設等については、都道府県（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が個々の施設ごとに臨時休業の要請を行うこととなる。

(問17) 急速に患者数が増加してきた場合、地域の学校・保育施設等の全てを対象に臨時休業の要請をする必要はないのか。